

八千代市営霊園（合葬式墓地）利用許可後の手続き

1 納骨

納骨の日時が決まりましたら、下記の手続きをお願いいたします。

(1) 納骨日時の予約

電話にて、市役所健康福祉課（Tel：047-421-6731）または、市営霊園管理事務所（Tel：047-489-7466）に、①希望日②希望時間をお伝えいただき、納骨日時の予約を行ってください。

(2) 納骨の申請

納骨予定日の7日前までに下記の書類を市役所健康福祉課もしくは市営霊園管理事務所に提出してください。

【提出書類】

- ① 八千代市営霊園合葬式墓地焼骨埋蔵届（窓口にあります。）
- ② 八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証（納骨後にお返しいたします。）
- ③ 死体（死胎）火葬許可証（原本）、又は、改葬許可証（原本）
※ 改葬手続きの場合は、「改葬許可証」が必要となります。
- ④ 使用料納入の領収書の写し（利用許可日から1か月以内に納骨予定の場合）

(3) 納骨当日

当日は市営霊園職員が立ち合いを行いますので、市営霊園管理事務所までお越しください。

(4) 注意事項

- ① 焼骨の容器は下記の基準に適合する必要があります。
 - ア 幅及び奥行きが22cm以下
 - イ 高さは27cm以下
 - ウ 材質は陶磁器、その他焼骨の納骨に適したものであること
 - エ 桐箱等の外装を施していないこと
- ② 納骨壇には、利用許可証の「埋蔵される方の氏名」欄に記載されている方しか納骨することはできません。利用許可後に納骨予定者を変更することはできません。また、分骨の納骨を行うことはできません。
- ③ 火葬許可証又は改葬許可証の無い焼骨の埋蔵は墓地、埋葬等に関する法律第14条で禁止されています。納骨の申請を行うまで紛失しないようにしてください。
- ④ 納骨壇の利用期間は利用許可日から起算して20年です。納骨壇の利用期間の経過後は、地下の合葬室に合祀され、永年埋蔵されます。
- ⑤ 合葬式墓地棟内には、①焼骨を納骨する時、②納骨した焼骨の返還を受ける時しか入ることができません。納骨後の参拝は、合葬式墓地棟正面の参拝広場で行っていただくこととなります。
- ⑥ 自己のために利用することを目的に利用許可を受けた方は、死後において、焼骨が納骨されるように、親族に合葬式墓地棟に関して周知を行う、死後事務の委託を行うなど必要な措置を講じておいてください。

2 納骨壇の利用期間の延長

納骨壇利用者は、利用期間の満了する日までに申請すれば、市長の許可を受けて、次に定める期間の範囲内で、納骨壇の利用期間を延長することができます。下記の提出書類を市役所健康福祉課又は市営霊園管理事務所へ提出し利用期間延長の申請をしてください。

(1) 延長可能な期間

延長の申請日時点において、下記①と②いずれか早い日まで1年単位で延長可能です。

① 焼骨の納骨が完了した日から20年を経過する日

② 当該利用許可の日から30年を経過する日

※ 納骨が完了していない場合は、②の日までとなります。

(2) 延長に係る使用料

① 1体用 延長期間1年につき 5,500円（消費税込）

② 2体用 延長期間1年につき 11,000円（消費税込）

(3) 提出書類

① 八千代市営霊園合葬式墓地納骨壇埋蔵期間延長承認申請書（窓口にあります）

② 八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証

(4) 延長に係る使用料の支払い

延長の申請後、①埋蔵期間が延長された利用許可証②埋蔵期間延長承認決定通知書③納入通知書を送付いたしますので、納入通知書により延長使用料の支払いをお願いいたします。

3 利用権の承継(2体用の場合のみ)

合葬式墓地の2体用の利用許可を受けた方で、利用許可証の利用者欄に記載されている方が死亡したときは、利用者ととも合葬式墓地に納骨される予定の方が利用者の地位を承継することとなります。速やかに下記書類を市役所健康福祉課又は市営霊園管理事務所へ提出してください。

(1) 提出書類

① 八千代市営霊園合葬式墓地承継届（窓口にあります）

② 八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証

③ 従前の利用者が死亡したことがわかる戸籍の謄本

④ 死亡した利用者と地位を承継した者との続柄を明らかにする書類

⑤ 地位を承継する者の戸籍の謄本

⑥ 地位を承継する者の住民票の写し

⑦ その他市長が必要と認めるもの（理由書等）

(2) 注意事項

提出書類のうち、「従前の利用者が死亡したことがわかる戸籍の謄本」や「地位を承継する者の戸籍の謄本」が「地位を承継した者との続柄を明らかにする書類（戸籍の謄本等）」と兼ねられる場合は、提出する書類は1部で問題ありません。

4 記載事項の変更

利用許可証の記載事項（住所・本籍・氏名）に変更が生じたときは、速やかに下記の書類を市役所健康福祉課または市営霊園管理事務所へ提出してください。

新しい利用許可証は申請書類提出後、内容に問題がなければ、2週間程度でご自宅に郵送いたします。

【提出書類】

- ① 八千代市営霊園利用許可証記載事項変更届（窓口にあります）
- ② 八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証
- ③ 変更内容を証明する書類
住民票の写し（本籍・続柄の記載のあるもの）、戸籍謄本等

5 墓地利用許可証の再交付

利用許可証を紛失または棄損したときは、速やかに下記の書類を市役所健康福祉課へ提出して再交付を受けなければいけません。**再交付手数料が必要**となります。

新しい利用許可証は申請書類提出後、内容に問題がなければ、2週間程度でご自宅に郵送いたします。

【提出書類等】

- (1) 八千代市営霊園利用許可証再交付申請書（窓口にあります）
- (2) 利用者の身分証明書の確認（運転免許証・マイナンバーカード等）
- (3) 再交付手数料 300円

※ 利用許可証に記載されている利用者が死亡している場合、ご遺族の方が再交付を行うことができますが、この場合、申請者と利用者との続柄が分かる書類（戸籍の謄本等）が必要となります。

6 墓地の返還

合葬式墓地に焼骨が納骨されていない場合で、合葬式墓地を利用する必要がなくなったときは、速やかに次の書類を市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へ提出してください。なお、**使用料は返還**いたしません。

【提出書類】

- ① 八千代市営霊園合葬式墓地利用終了届（窓口にあります）
- ② 八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証

7 他の墓地への改葬及び分骨について

(1) 他の墓地へ改葬する場合

合葬式墓地に納骨されている焼骨を他の墓地へ移す場合は①**市営霊園への申請**と②**改葬の手続き**が必要となります。下記を参考に手続きを実施してください。

ア 埋蔵証明書発行申請 ※ 必要な場合

改葬先の墓地に申込手続きをする際に、八千代市営霊園で納骨されていることの証明書が必要な場合は、下記書類を提出し、埋蔵証明書の発行を受けてください。

【提出書類】

- ① 八千代市営霊園埋蔵証明書発行申請書
- ② 八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証

イ 改葬先の墓地へ申込手続き

手続き内容については、改葬先の墓地へご相談ください。

ウ 改葬許可手続き

改葬許可申請手続きは八千代市戸籍住民課へ行きます。

健康福祉課では、改葬許可申請書兼許可証に墓地の管理者として、管理者証明印の押印を行いますので、申請書をご準備うえ、健康福祉課までご相談ください。

改葬許可申請手続きの詳細については、八千代市戸籍住民課（Tel：047-421-6698）へご相談ください。

エ 焼骨の返還日の予約

改葬許可証の交付後、焼骨の返還日時が決まりましたら、電話にて市役所健康福祉課（Tel：047-421-6731）もしくは市営霊園管理事務所（Tel：047-489-7466）に①希望日②希望時間をお伝えいただき、焼骨返還の予約を行ってください。

オ 焼骨返還の申請

焼骨返還予定日の7日前までに下記の書類を市役所健康福祉課もしくは市営霊園管理事務所に提出してください。

【提出書類】

- ① 八千代市営霊園合葬式墓地焼骨返還申出書（窓口にあります）
- ② 八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証
- ③ 改葬許可証（ウ改葬許可手続きで交付を受けた書類）

カ 焼骨返還当日

申請いただいた日時に焼骨返還となります。当日は、市営霊園職員が立ち合いを行いますので、市営霊園管理事務所までお越しください。

(2) 他の墓地へ分骨する場合

市営霊園に納骨されている焼骨の一部を他の墓地等へ移す場合は分骨証明書が必要となります。下記を参考に手続きを実施してください。

ア 分骨証明書の発行の手続き

市役所健康福祉課にて分骨証明書を発行しますので、下記の書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 八千代市営霊園分骨証明書発行申請書（窓口にあります）
- ② 八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証
- ③ 分骨先の受入れ証明書

※ 分骨先の霊園等に利用の許可を受けていることの証明書となります。

例：利用許可証，受入証明書

イ 焼骨の返還日の仮予約

分骨の日時が決まりましたら，市役所健康福祉課（TEL：047-421-6731）または，市営霊園管理事務所（TEL：047-489-7466）に①希望日②希望時間お伝えいただき，分骨日時の仮予約を行ってください。

ウ 分骨の申請

分骨予定日の 7 日前までに下記の書類を市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へ提出してください。

【提出書類】

- ① 八千代市営霊園合葬式墓地利用許可証
- ② 八千代市営霊園分骨証明書

エ 分骨当日

分骨当日は市営霊園職員が立ち合いを行いますので，下記の物をお持ちのうえ，市営霊園管理事務所までお越しください。

【持ち物】

- ① 分骨用の骨壺

8 利用許可の取消し

下記事項に該当する場合は，墓地の利用許可を取り消す場合があります。

1 条例または条例に基づく規則に違反したとき

2 虚偽の申請，その他不正な手段により利用許可を受けたとき

利用許可を取り消された方で，合葬式墓地納骨壇に納骨をしている場合は，市長の指定する期日までに焼骨を引き取っていただきます。

引取を行わない場合は，市長が別に定める場所に改葬します。市営霊園の合葬式墓地合葬室に改葬した場合，合祀となりますので，焼骨の返還は行えません。

9 市営霊園で販売しているもの

市営霊園は下記のを販売しております。

No.	販売物	価格	販売時期	備考
1	線香	100 円	通年	
2	ライター	200 円	通年	
3	供花	販売時期により変動	お盆、春秋のお彼岸	販売時期は変動しますので、お問い合わせください。
4	お水 お茶	150 円	通年	

※ 飲料の自動販売機は設置しておりません。

10 利用上の注意事項

市営霊園は下記事項に注意のうえ、ご利用ください。

- (1) 合葬式墓地内には、焼骨を納骨し、またはその返還を受ける場合を除き立ち入ることが出来ません。納骨後の参拝は合葬式墓地建物正面の参拝広場で行ってください。
- (2) お供え物（供花は除く）はご遠慮ください。塔婆につきましては所定の塔婆立てに立ててください。
- (3) 霊園施設及び設備の利用に際しては、損傷したり汚損することのないように、ご注意ください。
- (4) 霊園内における営利行為は、一切禁止しております。
- (5) その他霊園内において、管理上支障のある行為及び他人に迷惑をかける行為をした場合は、ただちに退去していただきます。
- (6) 霊園内における盗難、事故等におきましては一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

MEMO

八千代市営霊園 案内図



お問い合わせ先

〒276-0001

八千代市小池 1 5 2 1 - 1

八千代市営霊園管理事務所

TEL : 047-489-7466

FAX : 047-489-7488

〒276-8501

八千代市大和田新田 3 1 2 - 5

八千代市役所健康福祉課

TEL : 047-421-6731 (直通)